

ヒューマンライフケア宇奈根の宿 運営規程

(看護小規模多機能型居宅介護)

(目的)

第1条 この規程は、ヒューマンライフケア株式会社（以下「会社」という。）が設置するヒューマンライフケア宇奈根の宿（以下「事業所」という）において、介護保険法による看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「本事業」という）を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 看護小規模多機能型居宅介護の当該拠点においては、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を踏まえて行うものとする。

1. 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の維持回復を目指すものとする。
2. 家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び看護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する看護小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。
- 3 看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送る事ができるよう配慮して行うものとする。
- 4 看護小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 5 看護小規模多機能型居宅介護施設における介護従事者は、看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 7 事業所は、自らその提供する看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 8 利用者とは地域住民との交流を図るための各種事業及び交流を目的とした場の提供を行うものとする。

- 9 事業所は、看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヒューマンライフケア宇奈根の宿
- (2) 所在地 神奈川県川崎市高津区宇奈根633-2

(職員の員数)

第5条 ヒューマンライフケア宇奈根の宿に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤：看護職員兼計画作成担当者兼介護従業者兼務)
従業者の管理及び看護小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名以上
看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- (3) 看護職員 常勤換算法で2.5人以上 (1名以上は常勤)
利用者の衛生管理、健康管理を行い、主治医の指示による訪問看護サービスを提供し、看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成する。
- (4) 介護従業者
日中：通いの利用者3人に対して1名+訪問介護対応1名
夜間：泊まりと夜間の訪問介護対応の為2名(1名は宅直可)
利用者の衛生管理、および利用者の日常生活全般にわたる介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事務所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日・サービス提供日 月曜日から日曜日 (祝日含む) 365日
- 2 営業時間 0時00分から24時00分
但し、 通い 9時00分から18時00分
宿泊 17時00分から 翌10時00分
訪問 24時間

(利用定員)

第7条 ヒューマンライフケア宇奈根の宿の登録定員は、25名とする。

- 「通い」の1日あたりの定員 15名
- 「泊まり」の1日あたりの定員 9名

(看護小規模多機能型居宅介護の内容)

- 第8条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。
 - 3 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
 - 4 主治医が必要性を認めた利用者に関し、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整を図りながら看護サービスを行うものとする。
 - 5 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
 - 6 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(短期利用居宅介護費)

- 第9条 指定看護小規模多機能型居宅介護の定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用し、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護（以下、「短期利用居宅介護」とする。）を提供する。
- 2 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
 - 3 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。
 - 4 当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供するものとする。

(利用料の受領)

第10条 介護保険給付サービス

- ※ 介護保険法では、1ヵ月（暦月）間の合計単位数をもとに利用料を請求することになっており、1日あたりの利用料の合計と実際の請求額とは若干異なる場合がある。
- ※ 法定代理受領の場合は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額、法定代理受領でない場合は、料金の全額が利用者負担となる。

(法定代理受領サービス、その他の費用)

- 第11条 法定代理受領サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス費用基準額から当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を支払われる地域密着型サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 2 看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない看護小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じな

いようにする。

3 看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次にあげる実費の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 宿泊費 1日 3,000円
- (2) 利用者の選定により通常事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 通常の実施区域外での交通費 1km50円
- (3) 利用者の選定により通常事業の実施地域以外の地域居宅において訪問サービスを提供する場合 実費もしくは(2)に準ずる
- (4) 食材費 朝食： 591円
昼食： 669円
おやつ： 111円
夕食： 669円

※キャンセルの場合は、前日の午後6時までにお申し出ください。

- (5) 前各号にあげるもののほか、看護小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る実費であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 短期利用の場合において、サービス利用日の前々日までにキャンセル連絡がなかった場合は下記の料金を徴収する。

①サービス利用日の前々日までにご連絡いただいた場合	無料
②サービス利用日の前日(営業時間内)までにご連絡いただいた場合	利用者自己負担額の50%
③サービス利用当日の連絡または連絡がない場合	利用者自己負担額の100% + 食材料費

※但し、利用者の容体の急変など緊急やむを得ない事情の場合は、キャンセル料は不要です。

5 看護小規模多機能型居宅介護事業者及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けるものとする。

(通常の実施地域)

第12条 通常の実施地域は、川崎市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、次にあげる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は努めて健康に留意すること。
- (2) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- (3) 浴室を利用する際には、バイタルチェック等の定められた健康管理に十分に留意すること。
- (4) 食事その他の家事等には、可能な限り協力すること。
- (5) 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (6) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (7) 第16条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(利用の開始及び終了)

第 14 条 看護小規模多機能型居宅介護は、要介護者であって、小人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- 2 事業所は施設の利用の申し込みに際しては、主治医の診断書等により当該利用申し込み者が感染症でないことを確認するものとする。
- 3 事業所は、利用申込者が入院治療を要する者であること等、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の事業者、介護保険施設、病院又は、診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 事業所は、利用申込者の宿泊に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握し、事業所の決定を受けるものとする。
- 5 事業所は利用者の利用終了の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、終了後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行うものとする。

(利用申込)

第 15 条 看護小規模多機能型居宅介護開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成するものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、会社は非常災害に備え、少なくとも 6 ヶ月に 1 回は避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第 17 条 利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医および協力医療機関に連絡をとり、対処するものとする。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第 18 条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

- 2 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(運営推進会議)

第 19 条 看護小規模多機能型居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 か月に 1 回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、高津区、宮前区、中原区、多摩区の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び看護小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(看護小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第 20 条 看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、計画作成担当者に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 看護小規模多機能型居宅介護の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、看護小規模多機能型居宅介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護および看護を行う。
- 4 計画作成担当者は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第 21 条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービスに関して市町村が行う文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じる他、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとする。自ら提供した看護小規模多機能型居宅介護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業所は、看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、第1項の規定により設置する事業所の相談窓口のほか、公的機関の相談・苦情窓口で苦情を申し立てることができることについて、説明を行うものとする。
- (1) 神奈川県国民健康保険団体連合会
 - (2) 高津区役所 高齢・障害課
 - (3) 川崎市役所 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課

(衛生管理)

- 第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体的拘束等の禁止)

- 第23条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第24条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するため定期的研修を実施する。
 - (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 25 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 26 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする等の必要な措置を講じる。
 - 4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(その他運営についての留意事項)

- 第 27 条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のため、年間計画に基づき研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。
- 2 妥当適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、適切な看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、会社が別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年12月 1日 より施行する。

平成27年 4月 1日 改定

平成27年 8月 1日 改定

平成28年 3月20日 改定

平成28年 4月15日 改定

平成30年 1月15日 改定

平成30年 4月 1日 改定

平成30年 8月 1日 改定 (料金変更)

令和 1年10月 1日 改定 (料金変更)

令和 2年 8月 1日 改定 (料金変更)

令和 3年 4月 1日 改定 (料金変更)

令和 4年10月 1日 改定 (料金変更)

令和 5年 7月 1日 改定

令和 6年 4月 1日 改定 (料金変更)

令和 7年 9月 1日 改定 (料金変更)